

太陽光発電設備を設置されるみなさんへ



太陽光発電設備を設置される方は、固定資産税(償却資産)や住民税の申告、所得税の確定申告が必要になる場合があります。



固定資産税(償却資産)の申告について

設置者及び規模別課税区分

区分	全量売電	余剰売電	
		10kw 以上	10kw 未満
個人設置 (住宅用)	事業用資産となり、 課税対象		住宅用設備となり、 課税対象外
個人設置 (事業用) 法人設置	事業用資産となり、 課税対象		

※経済産業省の認定を受けた設備を平成 28 年 3 月 31 日までに取得した場合には、特例措置が設けられています。

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準額の特例について

『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備で、下記の条件を満たす場合、固定資産税における課税標準額の特例が適用されます。

(税制改正により取得時期や特例率等は変更される場合があります。)

1 対象設備

経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備(蓄電装置・変電設備・送電設備を含む)

ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ 10kw 未満)を除く。

2 取得時期

平成 24 年 5 月 29 日から平成 28 年 3 月 31 日の間に新たに取得された設備

3 軽減措置内容

対象設備について、固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の固定資産税(償却資産)に限り、課税標準となるべき価格を 3 分の 2 に軽減する。

4 添付書類

- ・経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備の認定書』の写し
- ・電気事業者と締結している『特定契約書』の写し

5 根拠法令

地方税法附則第 15 条第 31 項

同法施行規則附則第 6 条第 54 項

償却資産の申告対象設備について

パネル(屋根材と一体となっていないもの)や電力量計、パワーコンディショナーなど設備一式です。



償却資産以外の固定資産税(土地) について

太陽光発電設備について、地面に設置した場合は土地の課税地目が変更され、固定資産税額が変わる場合があります。

宅地に設置した場合	⇒	宅地のまま変更なし。
宅地以外に設置した場合	⇒	雑種地に変更となり、その土地の状況により評価額を決定します。

※農地の場合は、設置の可否も含め農業委員会へご相談ください。

住民税、所得税の確定申告について

太陽光発電により売電している場合、税の申告が必要になる場合があります。

売電所得 = ①売電収入 - ②減価償却費 × ③売電割合

- ①売電収入 …太陽光発電等の電力を電力会社へ売って得た収入
- ②減価償却費 …※下記のとおり計算します。
- ③売電割合 …年間売電量を年間総発電量で割った割合

※減価償却費

= (設備の総費用 - 国・町などからの補助金) × ④償却率 (0.059) × ⑤本年中の償却月数 / 12

- ④償却率 …太陽光設備は「機械設備」に分類され、耐用年数は17年となります。

- ⑤本年中の償却月数

…前年以前に設置した場合は12ヶ月です。

〔 例 本年 4月に設置した場合は9ヶ月
本年 10月に設置した場合は3ヶ月 〕

売電所得



黒字となる場合は、**税の申告が必要**



0または赤字となる場合 ⇒ 税の申告は必要ありません。

※ 年金所得など他の雑所得がある場合、申告した方が税制上有利となる場合があります。

ご不明な点は、役場住民税務課税務係までお問い合わせください。



飯島町役場
住民税務課 税務係
Tel 86-3111